

令和2年7月27日

保護者様

モバイルルーターおよびタブレットの貸し出しについて

三田市教育委員会

保護者の皆様には、三田市の学校教育活動とともに、新型コロナウイルス感染防止対策としての新しい様式での学校教育活動に対しての、ご理解ご協力いただきありがとうございますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止の取り組みでは、インターネット等を活用した自宅での学習支援が急務となっており、児童生徒1人に1台のタブレットの配布の計画も報道されているところです。

三田市においても、今後の臨時休校等における家庭学習に対応していくため、家庭でのインターネットを介して学習する環境を臨時的に整えてまいりたいと考えております。

つきましては、学校から貸し出しができるタブレット等にも限りがありますので、ご家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等もご利用いただき学習できるようにご協力をお願いいたします。

その上で、下記の貸し出し基準をご確認のうえ、別紙の「モバイルルーターおよびタブレット貸し出し希望申請書」にご記入いただき、7月29日までに学校へ提出していただきますようお願いいたします。

記

1. モバイルルーター貸し出し基準

- ・前回のアンケートで「通信環境がない」とお答えいただいた家庭に、モバイルルーターおよびタブレットを小中学校別に各家庭に各1台
- ・前回のアンケートで「端末がない」とお答えいただいた家庭に、タブレットを小中学校別に各家庭に1台

※それぞれの家庭の現在の通信等の状況に合わせて申請いただくようお願いいたします。なお、申請数が多くなると、準備をしてお渡しするまでに時間がかかることがあります。

※ご家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の積極的なご活用を重ねてお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、臨時休校となった場合に貸し出します。

2. モバイルルーターおよびタブレットの貸し出しについての問い合わせ先

三田市教育委員会 学校教育部 教育研修所 電話：079-559-5241